

平成30年度第9回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成30年12月10日（月）
招集場所 米子市役所 401会議室
開 会 午後1時30分
出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員
6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 8番 木村美紀委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員
11番 角力委員 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員（会長職務代理）
17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員 12番 高西史郎委員（会長）
出席推進委員 大東清彦委員 大田正夫委員 山中春男委員 小林秀美委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 友森一夫委員
西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 田中英省委 高西早苗委員
事務局 宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 山本主幹 高田主幹 長谷川主任
傍聴人 1人
日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
（1）農地法各条申請審議等
ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

- オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について
- カ 第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- キ 第7号 下限面積（別段面積）の設定について
- エ 第8号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時30分

議長（中本職務代理）

第9回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、議席番号5番の遠藤委員と議席番号6番の大大委員をお願いしたいと思います。

本日の欠席は、高西会長です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは4ページ、番号49の淀江町佐陀について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号49の淀江町佐陀について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、今後、高齢等で農業経営が困難になるため、隣地で耕作している方に相談したところ、承諾され、売買しようとするものです。取得後の経営面積は、69aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（中本職務代理）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

高西推進委員

49番の議案について説明いたします。11月30日に現地調査を私高西推進委員がしました。この受人は、〇〇の職員として長年勤務されて退職後再雇用という形でまた〇〇に努めておられる方で、何事にもまじめに取り組んでおられます。譲渡人から譲り受ける予定の田んぼから続いておりますご自身の田んぼも11月30日には綺麗に耕運されておまして、その田んぼの状況でも示すとおり、ちゃんと農業にまじめに取り組んでいて、この2年後退職をされた後は、専門的に農業に取り組みたいという意欲も持っておられます。全ての要件を

満たしておりますので、特に問題はないのではないかと思いますのでご審議お願いいたします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号50の淀江町福頼について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号50の淀江町福頼について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が相続した農地について、今後、耕作の見込みがないため、地元にご相談し、譲受人に贈与しようとするものです。取得後の経営面積は、271aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（中本職務代理）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

田中推進委員

50番の議案について説明いたします。現地調査日は11月29日に私が行いました。申請地は淀江町福頼の集落近くの水田地帯で、田1筆の1462平方メートルの農振農用地区域内の農地です。譲渡人は淀江町福頼に在住していましたが、現在は広島県に住んでおり、譲渡人の父親が亡くなったことによって相続した農地について、荒廃農地を耕作できないという状況になっております。そのため、親同士が知人であったということから、譲渡人、譲受人の双方が話し合いを行いまして、きちんとした形で贈与を行うこととなったものでございます。譲受人は水稻を1町6反、畑9反の合計2町5反ほど耕作しています。取得後、引き続き田を耕作する予定で、この前現地確認をした

際にもきれいに耕運してございました。許可については特段問題ないと考えます。以上です。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号51の淀江町中西尾について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号51の淀江町中西尾について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が相続した農地について、今後、耕作の見込みがないため、親戚に相談し、譲受人に贈与しようとするものです。取得後の経営面積は、75aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（中本職務代理）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

田中推進委員

51番の議案について説明いたします。11月29日に現地調査を行いました。申請地は淀江町中西尾の宇田川神社近くの田2筆の698平方メートルと、譲受人宅から100メートルほどの場所にある畑2筆の891平方メートルの合計1589平方メートルで、現在は田、畑とも耕作管理がされていない状況で、草が茂っている状態でした。譲渡人の方ですけども、広島市の方に住んでおり、譲渡人の父親が亡くなったことによって相続した当該農地を耕作することができないということで処分をしたい意向がございました。この父親が生前に本家である譲受人の方に当該農地を譲って管理をして欲しい旨の話をしていたということで、この度、正式に贈与の手続きをすることになった

と聞いております。譲受人の方は主に水稻を5反9畝ほど耕作しており、取得後、引き続き、田と、畑については柿などを耕作する予定と聞いております。許可について特段の問題ないと考えます。以上です。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

角農業委員

この贈与というのは何か意味があるのかなと。

田中推進委員

譲渡人さんの方の父親の本家が譲受人さんになっている訳です。本家の方にそのまま贈与して管理をお願いしたいという意向のようです。

高橋農業委員

贈与税の場合は110万円まで基礎控除があるのですが、例えばこの評価がオーバーした時の話は譲渡人と譲受人の間で話されているのでしょうか。第三者同士の贈与というのが良く出てくるのですから。

田中推進委員

金銭的な事については聞いていませんが、事務局の方ではどうでしょうか。

事務局（高田主幹）

そのあたりの手続きで、もし発生しましたら、譲渡人さんの方が経費を持つという話は聞いておりました。

高橋農業委員

贈与税は、譲受人にかかってくるのですか。

事務局（高田主幹）

かかってきますが、払うのはどちらでも。

議長（中本職務代理）

贈与の段階で話し合いをしているということですね。

ほかにございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号12の彦名町について審議します。関連で、8ページ議案第3号、番号89の彦名町の5条案件と併せて審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

詳細は議案および別紙のとおりです。今日、現地調査に行った所です。申請人及び譲受人は、現在、測量設計会社を経営しておられまして、隣接する土地に駐車場が狭くなったので駐車場を計画したということから申請されました。11月29日に田口推進委員と現地確認しました。造成については、盛土最高50センチ、高さ1メートルのブロック塀を設置し、雨水の排水は、農業用排水路に流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ、番号90の富益町について審議します。関係者の〇〇委員、〇〇委員の退席を求めます。

担当委員さんから説明をお願いします。

友森推進委員

90番の富益町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。12月7日に田中委員と現地確認しました。申請地は、〇〇西側、通称〇〇に面した所です。正面には〇〇〇〇という病院もあります。環境も良い所です。造成計画は、盛土最高20センチ、高さ80センチのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画で、雑草対策に砕石を敷き、除草剤も散布する計画です。パネルの管理、雑草の管理などは、申請者が管理します。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

〇〇委員、〇〇委員の着席を求めます。

続いて、番号91の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

91番の河崎について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建築です。12月8日に大縄農業委員と現地確認しました。造成計画は、盛土30センチ、高さ50センチのコンクリートブロックを設置する計画です。汚水の排水は、合併浄化槽にて処理し、既設の道路側溝に流す計画で、雨水の排水も、既設の道路側溝に流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、300メートル以内に河崎口駅がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号92の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

92番の両三柳について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。12月8日に山中推進委員と現地確認しました。申請者の母が所有する土地に、住宅の建築を計画したものです。造成計画は、盛土40センチ、L型擁壁を設置し、汚水の排水は、合併浄化槽にて処理し、農業用排水路に流す計画で、雨水の排水は、既設の道路側溝に流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地のためありません。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域内的の農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

使用貸借ということになっていますが、地代等はどうなっていますでしょうか。

大縄農業委員

親子関係です。

高橋農業委員

親子関係ですか。地代は無しということですかね。

大縄農業委員

無しです。

森中農業委員

転用については問題ないと思いますが、譲受人が〇〇〇〇と〇〇〇さんで、持ち分二分の一くらいな恰好でとか、どんな恰好ですか。

大縄農業委員

これは、奥さんの方が地主の方ですけん。夫婦ですけん。

森中農業委員

夫婦ですか。分かりました。

議長（中本職務代理）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号93の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

93番の夜見町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。12月1日に西村推進委員と現地確認しました。申請者の父が所有する土地に、農家住宅の建築を計画したものです。造成計画は、現状のまま利用し、汚水の排水は、合併浄化槽にて処理し、暗渠水路に流す計画で、雨水の排水は、地下浸透の計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地のためありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内の農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

森中農業委員

事務局に聞いてみますが、3種農地なので問題ないと思いますけども、あえて農家住宅となっているけども、何か理由があるんですか。

事務局（宅和局長）

開発許可が不要ということで、農家住宅で申請しているものと思われます。一般住宅ですと開発許可が必要になってきます。10a以上の面積を持つ農家さんでしたら、農家住宅ということで開発許可が不要ということになりますので、この度は、開発許可不要の農家住宅ということで申請をなされたものでございます。

森中農業委員

開発許可がないのでということで、農家住宅ということで申請したのか。

事務局（宅和局長）

はい、そういうことでございます。

森中農業委員

わかりました。

議長（中本職務代理）

他にはありませんか。

足立農業委員

工事期間が長いのではないかと。

議長（中本職務代理）

工事期間が平成31年5月31日までということで、長いではないかということですが、事務局の方ではこういった形で取り扱っているでしょうか。

事務局（山本主幹）

あくまで工事期間は計画ですので、この期間までに必ず作りなさいという訳ではございませんでして、大体これくらいの期間だと思えますけども。長くは無いと思えますけども。

泉農業委員

申請してから建築の許可が下りるまで何カ月もかかるので。

議長（中本職務代理）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号94の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

94番の彦名町について説明します。11月25日に田口推進委員と現地確認しました。転用目的は、車両置場ですが、私も知らなかったですけども、なんで駐車場でないのかと。駐車場と車両置場の明確な区分というのは無いのですかね、あるのですかねと譲受人に確認したら、最近は何物が多様化をして、その荷物の量あるいは荷物の内容によってトレーラーの後ろの部分を切り替えるということで、それを置く場所が必要なんだということで、頭の方は台数が少なくても後ろの連結する部分を増やさないといかんということで、それを置く所が無いから申請したということです。今日、現地調査で回って見たとおり、周りは既に譲受人の車両置場で囲っているような所で、ようやく譲渡人との協議が成立して、今回車両置場を作りたいということで申請されたようです。造成計画は、盛土70センチ、雨水の排水は、既設の道路側溝に流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内の農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

森中農業委員

駐車場と車両置場の区分の分け方について、どんな分け方にしていますか。

事務局（山本主幹）

申請書に車両置場で申請されてこられまして、事業計画にも車両置場が不足しているので用地を探しているのです申請したということですので、そのまま車両置場という形でとったのですけども、駐車場にするか車両置場にするかというのは申請者の考えですので、これは駐車場でこれは車両置場というのは無いんですが。転用目的と事業計画がそうなっていますので。地目は雑種地で変わりはないのですけども。

公本農業委員

トレーラーの後ろの部分を並べといて、仕事があった時に頭の方が来て連結して出て行くというような形をこれからとっていくという事で置場がということです。

森中農業委員

車両置場というのは、現地見させてもらって、まあいいとは思うのですけども、言葉の使い方を、駐車場でこれは車両置場の違いをどういう分け方でいくのかなということを聞きたいが。

議長（中本職務代理）

また、その辺も事務局で。

公本農業委員

言い忘れていましたが、売買金額は、はっきりとではなく、それとなく聞いたんですが、相場としてはちょっといい値で、弓浜地区での売買価格にしてはいい値でした。

議長（中本職務代理）

売買の関係は双方の問題ですので、高い安いは、前々から議論はありますけれど、その所の所は双方任せというということで整理をしておきます。

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号95の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

尾坂推進委員

95番の尾高について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、資材置場になります。11月30日に現地確認しました。造成計画は、盛土を最高40cm行い、敷地境界は土羽打ちによって土砂流出防止の措置を行います。雨水の排水は、地下浸透となります。汚水の排水については、発生はありません。昨年の11月と本年度の3月に隣接の申請を行って許可が出ておりまして、既に活用をされておりまして、その隣接です。隣接耕作者同意、実行組合の排水同意は確認しています。土地改良区については、該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に隣接する区域内で10ha未満であるため、第2種農地に該当します。転用について特に問題はないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号96の尾高と番号97の尾高について、関連しますので一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

尾坂推進委員

96番と97番の両申請地は隣接している農地で、転用目的が同じのため、一括して説明とします。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設になります。11月30日に現地確認しました。造成計画は、両申請地ともに、現状のまま使用し、防護柵として高さ180cmのフェンスを周囲に設置します。また、管理者として市内の〇〇が保守管理等行います。草刈等を含みます。両譲受人は別会社となっていますが、ご関係は〇〇とのことです。雨水の排水は、地下浸透となります。汚水の排水については、発生はありません。隣接耕作者同意は96番のみで有り、97番は隣接農地がありません。実行組合の排水同意は確認しています。土地改良区については、該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に隣接する区域内で10ha未満であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

遠藤農業委員

96番、97番は〇〇だと、会社別ということがございますけども、かたや株式会社、かたや合同会社と、これはただ経営上の問題だけでしょうか、それとも何か意図があるのでしょうか。

事務局（高田主幹）

特にそのあたりは。まったく別の会社ということがございます。関連して〇〇だということは確認しておりますが、会社の繋がりについては特に確認しておりません。別会社ということがございます。

足立農業委員

フェンスの高さが180センチ設置と書いてあるが、普通今まで出ておったのは普通80センチだったが。

事務局（高田主幹）

1メートルとかいろいろで、決まっているものではありませんで、確認したのですが、今回太陽光なんですけども、賃貸等ではなく売買ということも関係してなのかと思えますけども、180センチだから何かという確認はしておりませんが、180センチが間違いないことは確認をしております。

足立農業委員

わかりました。

議長（中本職務代理）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号98の福万について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

推進委員の植田さんの方をお願いします。

植田推進委員

98番の福万について説明します。本件については、所在地は福万他1筆、面積は37.20㎡の地目田を埋め立てて、宅地の進入路用地として転用し、拡張されようとするものでございます。譲受人の〇〇さんの自宅敷地は、道路からの進入間口が狭く、車の出入りがスムーズに出来ないということでございます。この度、隣接地を所有する譲渡人の〇〇さんから売買により所有権を取得し、自宅への進入路用地として転用されようとするものでございます。当該地の雨水の排水は、地下浸透となります。汚水の排水については、発生はありません。実行組合の排水同意は確認しています。土地改良区について、鴨ヶ池土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、小集団の生産力

の低い農地であるため、第2種農地に該当します。現地の調査につきましては、12月7日に高橋農業委員と現地で行っております。転用について特に問題はないと思われまます。以上でございます。

議長（中本職務代理）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、11ページ、議案第4号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、14ページ番号12-1を審議します。関係者の遠藤委員の退席を求めます。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

14ページ番号12-1は、借受人の希望による貸付です。

番号12-1は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。遠藤委員の着席を求めます。

続いて、14ページ番号12-2から24ページ12-29を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

番号12-2から番号12-4は、借受人の希望による貸付です。

番号12-5は、再設定です。

15ページ番号12-6から番号12-8は、再設定です。番号12-9は、借受人の希望による貸付です。番号12-10は、再設定です。

16ページ番号12-11から番号12-15は、借受人の希望による貸付です。

17ページ番号12-16から18ページ番号12-19は、再設定です。

19ページ番号12-20から20ページ番号12-23は、再設定です。

21ページ番号12-24は、再設定です。

22ページ番号12-25は、再設定です。

23ページ番号12-26及び番号12-27は、再設定です。

24ページ番号12-28及び番号12-29は、再設定です。

以上、番号12-2から番号12-29は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

12番9のエバーグリーンというのは、どういう会社なのですか。

事務局（河野主幹）

農福連携で障がい者を雇用しておられる、いわゆるNPO法人です。

議長（中本職務代理）

他はよろしいでしょうか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、27ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号12-1から29ページ番号12-9までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

27ページ番号12-1から29ページ番号12-9まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

番号12-1から番号12-9まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

森中農業委員

設定するものはいいですが、これ以外に手持の設定以外の持っておられる耕作地というのはあるのでしょうか。

事務局（宅和局長）

貸し出しの人が他に農地を持っているかどうかということでございますか、持っていると思います。ご自身で耕作されている所もありますでしょうし、貸したいけども中間管理機構が借りてくれないような条件の悪い所もあると思います。

森中農業委員

持ち分全部全て機構に出していないということですか。

事務局（宅和局長）

中にはあると思います。

森中農業委員

それは分かりませんか。

事務局（宅和局長）

今の段階ではちょっと。

議長（中本職務代理）

出し手が中間管理機構に出して、中間管理機構が、一応3年間自分で管理するというものがあるんですけども、3年間の受け皿といったものは、今、事務局は把握していないと。

森中農業委員

出した残りの面積くらいは、括弧書きでもいいから書いといてもらうと良く分かるけども。

議長（中本職務代理）

そのへんはどうでしょうか。例えば、出し手が中間管理機構に出して、その中間管理機構が今度貸し手を探して。

森中農業委員

そういうのではなくて、中間管理機構に10の中の8出しているのか10出しているのか、そのへんが良く分からないので、10の内まだ2残っているのか、こういう意味の事言っているわけです。

議長（中本職務代理）

その辺の意味合いはわかりますか。

事務局（宅和局長）

意味は分かりますが。

木村農業委員

それは個人情報じゃないのですか。なんで自分の持っているやつで中間管理機構に出しているものと出していないものを全部公表しなければいけないのか。

議長（中本職務代理）

ちょっとその辺を整理したいと思います。森中委員の、例えば10農地を持っておられる方が5中間管理機構に出した、その後自分の所有地が5あるということ把握したいということでしょうか。

森中農業委員

括弧書きでも良いので、後は事務処理ですから、それがいいとか悪いとかではなく、事務処理としてそれができないかなということ。

事務局（宅和局長）

言われていることは分かりますが、事務処理的に非常に煩雑になってしまうということがありまして、どうかなとは思っています。でき

ないことはないのですが、これが繁忙期に大量に出てきたりしますと事務処理がですね大変になってくると。

森中農業委員

例えばね、自分の区域でないけども、私は春日と巖だけども、その中でその辺を知っときたいなという部分もあるわけです。中間管理機構出したけどもどれくらい残っているかなという事を知りたい部分もあるわけです。

事務局（宅和局長）

入れるべきかどうかというのを審議していただけないでしょうか。

議長（中本職務代理）

そうしますと、皆さんにお諮りします。先ほど森中委員の方から言われましたように、10農地を持っておられまして例えば中間管理機構に5出しますね、そうしますと権利が5なくなります。その人は5残るわけですが、そういった格好でそこに集落を担当する委員さんがなんとかそういった格好で把握しておきたいという意見が出ておるわけですが、残った農地をこういった格好で皆さんにお示しして、その人はいくら残っているというような情報をきちんと提示した方がいいのか、それとも、それは個人的な感覚だし、事務局の方の事務のことは分かりませんが、その辺を出した方がいいのかそれとも出さなくてもいいのか、その辺の決を取りたいと思います。

伊塚農業委員

10出す、はっきり言ったら補助金とかいろんな形で10出すとか、そこは取ってもらえるか取ってもらえんとかいろんな形がいっぱいある訳ですね、現実には。2が残った3が残っているって、これは場所が悪いとか管理がしていないとか山だとか、いろんなことで今すぐには出来ない。いちいち毎月のように10のやつを10が7になった8になったって、ずっと追いかけてこするような形になり、ものすごいですよ。それを個人が全部売るとか、現実には全部売りたいとか、全部貸したいとか、この場所だけを貸したいとか、いろいろあるんですよ。私なんかでも相談が来た時には、それは全部売ったら補助金が出ますよとか、私が知っている限り教える。再設定なら別にして、新しいやつはそれなりの話をします。

議長（中本職務代理）

確かに事務局の方は仕事が増えると思いますけれど、委員さんの方としては集落的なもので個々の農家にどれくらいの農地が残っているかということ把握したいという思惑と、それで皆さん方に決をとりたいというのはそのことでして。

伊塚農業委員

それは、今貸せるとか貸せんとかは相談とか聞きに来たり、いろんなことをキャッチボールするのですけどね、それで知りたい時は無い訳ではないですけども、森中さんが言うように。

森中農業委員

追加で説明しますとね、推進委員と話しをする時に、これ出したけども、後どうなったか、あそこの家は百姓できる状態じゃないのに全部出しているだろうか、残っているのかというような話があるわけなのですよ。そういった事があるものだけん、参考のために知りたいなということです。

足立農業委員

難しいあれになってきますから、局長に任せたらどうですか。

議長（中本職務代理）

今、足立委員さんの方から、この辺はなかなか委員の方で難しいから、事務局長一任という案も出ておりますけれどいかがでしょうか。

遠藤農業委員

今、局長の方から総会で諮って載せると言われれば決議事項に載せられるということですから、きちっと諮られたらどうですか。載せんでもいいのか載せた方がいいのか。

足立農業委員

私はその意味です。

議長（中本職務代理）

載せるか載せないかについて、それでは決を採ってもよろしいですか。

吉澤農業委員

これをどういう風に活かしていくかっていう、もう他に将来に渡って必要が出るので、いろんな事に使いたいんでというようなことがもうちょっと具体的にやらんと。

米澤推進委員

個々のデータベースというのは無いんですか。どれくらい持っているとかいろいろ。

事務局（宅和局長）

ありますが、これがまだ反映されていけませんので、引き算をして計算をしないといけないという手間は多少かかります。

議長（中本職務代理）

事務局はそういった事を勘案して、しない方がいいということですか。

事務局（宅和局長）

しない方がいいという訳ではないですよ。

吉澤農業委員

何に使うんですかということ。必要であればしないといけないし。

木村農業委員

必要があればデータベースの照会をかければいいことで、いちいち公表する必要はないと。

田中農業委員

私も、必要な時はいわゆるデータベースから引っ張って該当する委員に与えると、ケースバイケースで良いと違いますか。

議長（中本職務代理）

そういたしますと、先ほども言われましたとおり、そういった格好で必要な時はデータベースから出す、場合によっては森中委員のように、推進する関係上把握しておきたいという意向もありますので、ケースバイケースにして事務局とのコンタクトを取りながらやっていくということよろしいでしょうか。

（異議なしとの声多数）

それでは、そういう具合に決定させていただきます。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、29ページ、番号12-10を審議いたします。関係者の本池推進委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

29ページ番号12-10は、地権者の意向による貸付です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。本池推進委員の着席を求めます。

続きまして、29ページ、番号12-11から33ページ番号12-28までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

29ページ番号12-11から33ページ番号12-28まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので19件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で9件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で0件です。

番号12-11から番号12-28まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、所有権移転各筆明細について、36ページ、番号12-1を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

36ページ番号12-1は、畑で、現在借り受けて耕作している法人が、買取りを希望しているため、鳥取県から一旦鳥取県農業農村担い手育成機構が買い受け、その後法人に売却する予定です。

以上、番号12-1は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、38ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、39ページ番号1から42ページ番号12までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

39ページ番号1から番号4は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

40ページ番号5は、市外在住の新規就農者で、初めての配分です。

番号6は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号7は、他に耕作しようとするものがないため配分するものです。

番号8は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

41ページ番号9から42ページ番号11は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。42ページから43ページ番号12は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号12の選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして43ページ番号13を審議します。関係者の田中委員さんの退席を求めます。事務局説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

43ページ番号13の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

田中委員さんの着席を求めます。

続きまして、46ページ、議案第6号をお願いします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第40条の7第2項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

申請者は皆生1丁目の方で、農地10,741.45㎡のうち、5,193㎡について相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。これらの農地を地元の農地利用最適化推進委員である影嶋委員さんに立ち会っていただきまして現地確認をいたしましたところ、適正に耕作管理されておられましたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（中本職務代理）

ただ今の事務局より説明のありました審議事項について何かご意見はございませんか。

吉澤農業委員

地元委員から一言申し上げます。この新たに申請された農地について、今、日野川の土手の下の方で構造改善が進んでいて、来年から工事に入りますけれど、そこに入っておる田んぼと畑になります。もう既に中間管理機構が間に入って借り受ける方も決まっておりますので、きちんと耕作管理されるだろうということで、問題ないと思っております。

議長（中本職務代理）

何かご意見はございませんか。

ないようですので、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。

続きまして、48ページ、議案第7号をお願いいたします。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積（別段の面積）の設定について下記のとおり提案します。事務局より説明してください。

事務局（日浦係長）

議案第7号「下限面積（別段の面積）の設定について」ご説明いたします。

農地法第3条第2項第5号に定める下限面積（別段の面積）の設定について提案します。

農地法3条における下限面積とは、農地の売買等をする場合の許可要件の一つで、許可後の経営農地の面積の下限を定めているものです。下限面積は、農地法施行規則の設定基準により、自然的、経済的条件から同一と認められる地域を設定区域として、10アール以上の面積で定めること。また、設定区域内において、下限面積未滿の農家数が、設定区域内の農家総数のおおむね4割であることが基準となります。以上の基準を踏まえ、農業委員会では毎年、下限面積の検討をすることになっています。この度の設定方針としては、農地法施行規則第17条第1項を適用し、下限面積（別段面積）の変更を行おうとするものです。変更理由は、農地台帳による集計の結果、設定区域内の農家において、現行の下限面積未滿の農地を耕作している農家が、設定区域内の総農家数のおおむね4割を上回る区域があるためです。本案が、

決定されました場合、告示の手続きを行い、平成30年12月18日以後の申請に適用を考えております。次に50ページをお願いします。各区域の現行の下限面積と変更後の下限面積案を表示しています。51ページをお願いします。設定区域ごとの経営耕地面積別農家世帯数一覧を表示しております。網掛けの部分がこの度の調査での総農家数の概ね4割の位置です。現行の下限面積未満の農地を耕作している農家が、設定区域内の総農家数のおおむね4割を上回る区域である五千石・尚徳・成実の3地区の下限面積を40アールから5アール減らして35アールに変更しようとするものです。以上ご審議よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の事務局より説明のありました審議事項について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、原案のとおり、下限面積を設定することに決定します。

続きまして、52ページ、議案第8号をお願いいたします。

農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について、下記のとおり提案します。

事務局より説明してください。

事務局（長谷川主任）

本件につきましては、今年の7月の臨時総会におきまして取り組みについてご説明させていただきました非農地認定についての議案になります。この度、遊休農地の利用状況調査の結果、山林や原野になっている農地につきまして非農地として認定することについて承認を求めます。対象となる地番等につきましては、議案のとおりとなります。筆数が30筆、面積の総合計が21,314㎡となります。

場所についての説明ですが、皆様のお手元のA3の用紙をご覧くださいませでしょうか。まず大まかな場所につきましては、別紙1枚目をご覧くださいと助かるかと思えます。その中で場所につきましては議案の55ページに添付しております地図及び別紙2ページ目の航空写真をご覧くださいとより分かりやすいと思えます。当該農地につきましては、農地利用最適化推進委員による利用状況調査の後、改めて平成30年11月19日に地元の尾坂委員、中本委員及び事務局において現地調査を実施し、議案のとおり全てを非農地と判断いたしま

したので、非農地として認定することについてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

森中農業委員

面積はどうでしたか。

事務局（長谷川主任）

21,314 m²です。本来議案に書くべきことでしたが、失礼いたしました。

議長（中本職務代理）

地元委員から補足説明があれば、お願いします。

尾坂推進委員

非農地認定の現地調査の結果をご報告します。まずは、現地につきましても、先ほど事務局が説明のとおりですが、現況につきましても、まあ地図で見ても農地にはならないような所がございますが、木がかなり生えたり、山林のような様相でございます。議案のとおり調査を実施した全ての筆が山林原野などの非農地になっていたことを報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（中本職務代理）

そういたしますと、お手元の図面を見ながら説明があったわけでございますけれど、何かご意見、ご質問がございませんか。

森中農業委員

地図を見ると集合した所もあるけれど、これ以外にもあるんですか。

事務局（宅和局長）

土地改良区の受益地でない所で山林原野の所が約2,000筆、130haあります。これを半年くらいである程度片付けて非農地化していきたいというふうに思っております。各地区の委員さんには個別に調査をお願いしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

足立農業委員

こうやって話聞いていたって訳がわかりません。ちょっとで良いので、現地調査の時に組み入れてもらって見たらいいと思う。これからどんどん出るんじゃないかと思うんです。

議長（中本職務代理）

今、足立委員さんの方から、こういった説明を聞いてもなかなか分かりにくいと、こういった格好で現地調査にこの辺の非農地の場所を入れてみてはどうかということがありましたけども、こういった格好で皆さん方どうでしょうか。

遠藤農業委員

入れなくてもいいと思います。

高橋農業委員

地元の推進委員と農業委員が現地調査をして、それでいいのでは。

議長（中本職務代理）

そうしますと、現状とおりの現地調査という恰好で、足立委員さんの言われることは、それなりに担当があった時に出ていただくということで決定させていただきます。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、原案のとおり、決定します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦係長）

報告いたします。56ページの農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、57ページから60ページの農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、12件を受理しています。

次に、61ページの農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、7件を受理しています。

次に、69ページの非農地転用現況証明について、2件を証明しています。

次に、70ページから73ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して、4件を回答しています。

次に、74ページの農地転用現況確認書交付について、6件を交付しています。

報告は以上です。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

田中農業委員

61ページから合意解約で一気に出ていますが、個人情報のあれがあるんですけど、差し支えないところで理由は。

事務局（長谷川主任）

61ページから68ページまで、一つの農家の方からの解約が出ておりますけども、方針としまして、返還したいという話がございますので、改めて借受人、貸付人協議のうえで返還に至ったもので、面積もかなりの面積になりますので、今後につきましては、県、農林課も含めて現在担い手について調整中でございます。

米澤推進委員

みんな近所の方は気にしているんですよね、というのは、草だらけになっていて、周知をする方法とかないんですか。

事務局（長谷川主任）

ございません。

米澤推進委員

ないということですね。あとは、中間管理機構は早く探してということと、その間、草は取ってくださいね。草取りをちゃんとして周辺の畑に迷惑をかけないと、それは念を押してください。

事務局（長谷川主任）

現在、中間管理権は当然のごとく機構が持っていますので、それにつきましては、農業委員会の方からも切にお願いさせていただきます。

米澤推進委員

菌でやられて、借りる人は多分知っている人は借りないと思います。

事務局（長谷川主任）

実はそのことで総会後に相談させていただこうと思います。

議長（中本職務代理）

他にはございませんでしょうか。

角農業委員

事務局にお願いなのですが、これは土地改良区の理事長としてのご相談なんですけども、この農地転用届を受理したというものですけども、この人つまり決済金というのを貰うのですけども、実際行きますと、もう受理されているんで決済金を払わんよという事を言われますので、この受理されます時に、例えば土地改良区によっては決済金がありますんで、必ず払ってくださいというのを念押しだけしておいていただけると。農業委員会から許可もらったから払わんよと言って逃げられるのが結構おられるのですよ。最悪の場合は一括で払ってもらっているのですが、決済金はもらわんといけませんので。

森中農業委員

ここで審議するのは、改良区同意があるよというものを審議するのであって。

角農業委員

これはねえ、受理したよというだけのもので、例えば57ページに出てきますけども、事務局が受理しましたよと報告だけのものです。

森中農業委員

4条、5条じゃなくてか。

角農業委員

受理されるのはいいけども、受理する際に賦課金が有りますよと言っていただければ、ありがたいと。

事務局（河野主幹）

届出は、割と代理人の方が持ってこられることが多いのですが、なるべく本人さん達に伝えていただくように申し添えますので、今後。

議長（中本職務代理）

他にはございませんでしょうか。

井田農業委員

〇〇というのは〇〇さんと〇〇さんがやっとなるところでしょうか。

事務局（長谷川主任）

その通りです。

井田農業委員

中間管理機構が借り手を見つけてくれればいいのですが、狭いのですよね、大体が。4aとか5aとか、まとまってないのですけどね。もうちょっと相談していただいて借り手を探していただけたら助かるのですけども。

議長（中本職務代理）

他にはございませんでしょうか。

吉澤農業委員

これだけの面積を、先ほどから出ているのですけども、これだけの面積をいっぺんに返されて、多分、貸した人っていうのは大困りしていると思うのですけども、それに対して、なんかこう返されたよ、受理のデータはこうなっていますよ、ということではねえ、農業委員会として何かものすごく不十分というか、我々これ見たってなんのこっちゃっていうことですよ、先ほどから説明があるのだけど説明自体も分かるような分からないような、まあ、言えんこともあるのかわからんけども、なんかもうちょっと言えることはないかね。

田中農業委員

それはやっぱり中間管理機構にきびしく言っていかないといけないと思います。やはり持っているのは中間管理ですからね。

議長（中本職務代理）

まあ、その辺で中間管理と農業委員会ともコンタクトを取りながらいろんな事業を進めている訳でございますけども、そこで農協関係も、そういった格好で農業委員会の中では長谷川さんが代表みたいな格好で会議とか出られると思いますので、その辺の事を今日の会議のことを加えまして、また中間管理機構とかの会議に中でお願ひします。

吉澤農業委員

先程出ています日野川の話っていうのも、こういう所が絡んで事業が進められているわけです。まさに〇〇さんであったり〇〇さんであったり、そういう所が出てくるよということで事業が進んでいるわけです。だから、これが進むと思うんだけど、これから工事かかろうかという時にこんな話が出てくると、本当に大丈夫かいなという気になるんだけど。

議長（中本職務代理）

そういうことが、今、吉澤さんが言ったようなことは、我々の代表で事務局として担当者が出ておりますので、その辺の強い意向を中間管理機構また各種団体の方に話しておいていただきたいと思います。

角農業委員

契約期間は守っているんですね。例えば平成30年の11月までで契約が切れると、5年契約結んでいて契約が切れるということで更新しないということだけど、その前にやっぱり1年くらい前に、もう来年が更新だけど更新しないということをやっぱり農家の方に教えてあげないと、まあ不意打ちみたいなことだと困る。また契約してもらえるものと思っておったら。

吉澤農業委員

契約期間は守っているという意味か。

事務局（長谷川主任）

18条の解約については、中途解約をするというものです。

吉澤農業委員

中途解約でしょ。途中でこれだけ返されるってことは問題なんだよね。契約期間満了だったら、こんなもん必要ない。

議長（中本職務代理）

農地の貸し借りも個人の関係で法的な拘束があって、じゃあ出来ませんってことはなかなか、法的な措置はなかなか無い訳でございますので、その辺はやはり難しいところもあろうかと思えます。ただ、吉澤委員が言われますように、我々はこう言った格好で集約して物事を進めて、が基本でございますので、そういった事を漠然と姿を見せられると、やっぱり意欲が失われるというか、先が不安というような気持がありますので、先ほど事務局の長谷川君のさんばかりでございますけども、やはり農業委員会としては組織のリーダーでございますので、会長以下その事を踏まえまして今後ともいろんな方面で折衝させていただきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

そうしますと、他になにか。

森中農業委員

今、中間管理機構の話が出ましたけれど、利用権ではなくして賃貸借の関係で、耕作していた人が返したと、そうしたら管理が出来なくて、女性の親子の人が2人おられて困ったということで、農地相談があったりして、地元の水利管理組合の方をお願いして1年ほど耕作してもらったのですが、以降は管理が出来ないということで、中間管理機構に個人の引き受け手が無くては受けてもらえないというような事があって、この間現地調査もやったのですが、荒廃地になっているんですよね。その時に中間管理機構は、どの程度まで申し込み

があれば受けてもらえるのかどうかというのが、ちょっと我々としても、できれば受けてもらいたいなということではあるのですが、その辺の中間管理機構はどういうふうになっているのかと思って、その辺お聞きしたいですけれど。

事務局（宅和局長）

相手方が見つければすぐに引き受けると思いますが、相手方が見つからないものについては、方針として基本的には引き受けないということでございます。

森中農業委員

その相手方が見つからないというのは、出す人が探すということか、それとも中間管理機構が探すということか、どっち。

事務局（宅和局長）

出される人が探されて、この人ということでしたら、すぐに引受けるはずなのですが、条件がいい所であれば当然機構も引き受けるはずで。相手がまだ見つかってなくてもですね。条件次第だと思うんです。営農条件がいい所かどうかと。

森中農業委員

その条件というのは中間管理機構が現地調査してということか。

事務局（宅和局長）

その様になると思います。基準が出してありますので、機構の借り受け基準というのがありまして、それに合うかどうか判断しているはずで。

森中農業委員

それでねえ、そう条件が悪いような農地ではないと思っているんだけど、それさえも受けてもらえんということがあって、この前調査

した中でも一つに入っているんですよ。ほんとうにねえ、中間管理機構というのがあるけれど、そういうことがあるものですから、どうしたものかなあとって、ちょっとその辺が聞きたかったんですけども。

事務局（長谷川主任）

森中委員さん、改めまして後で個別に相談させてください。

議長（中本職務代理）

今、森中さんが言われましたけれど、農地の規模規格等あってどうするのだというような条件的なことがあるかと思うんです。例えば道路幅それから水の出入り、そういったほ場条件などの項目もあります。そいった格好で、自分のところはいい田んぼだと思っけていてもですね、いざ出してみるとこれはちょっとというの。やはり誰もが聞いてまあそうだろうなという回答になってから管理機構にござんいただければ分かりやすいと思っけていますので。そのへんも踏まえてお願いいたします。

矢倉農業委員

この件は農林課の人は知っていますか。

事務局（長谷川主任）

解約の件でしょうか。もちろん知っています。

矢倉農業委員

どういう対応をするのか、話しているのか。

事務局（長谷川主任）

結局、担い手を見つけるしかございませんので、TACさん、谷口さんも含めまして、機構、県、農林課、農業委員会も含めまして、皆

で話をしているところでございます。現在進行形で。一応あたれる所には、農協さんの方から、TACさんの方からあたっていただいておりますので。

伊塚農業委員

今、まあこういう話で、一発で出されて中間管理機構からこうやって戻ってきたら、誰でもものすごい大変だと思うんです。県の講習会の中でも2件ありましたね、大きなやつ、亡くなられて、それをなんとかしたというのは、農業委員会がしたと話がされた。米子でも本気でちょっと考えないといけないかなあとって、どのくらいからどうするのかというのは別として、ぽつんときて農業委員会も役員にもあんまり分からんという形で、これは承認事項みたいな形で流れてしまうということもあるんで、そしたらどうなんかって。

議長（中本職務代理）

今、農地中間管理機構が、皆さん方も新聞でご存じのとおり、5年後の見直しでいろんな格好でされとります。ですから借り手、受け手、貸し手、そういった格好でいろんな全国で問題が起きております、知らなかったとか。そういった格好を踏まえて、じゃあどうしたら分かりやすい情報にとれるのかという格好で、例えば今まで農協は農協だけでそういった事業自体も持っておりますし、中間管理機構は中間管理機構で走っております。

伊塚農業委員

すぐに結論出す必要性はないと思うし、今こいつは出さないといけないかもしれないですけど、本当にこれから先どんなもんがあるか分からんしね。

議長（中本職務代理）

ですから、そういったことを見直しで、今多分2月の後半に入るとは思いますけども、そういった格好で、どこの人も情報を共有できるような格好で、農業委員会が何時こんな格好で受けとって何時解約出来たって後で知ることではいけませんし、事前にそういった格好で、受ける時にも農業委員会、農協、中間管理機構、皆さんの協力であそこの田んぼはここが借りたんだと、こういった条件でっていうような

格好を見直してもらいたいというやな要望が出ておりましたので、おそらくそういった方向に走るんじゃないかとは思っておりますけれど。そういった全国で同じ様な不安視は持っておられます。途中で投げられたらどうするのかとか、そういった格好で、もう少し様子を見ながら、ただ、伊塚委員さんが言われたようなことも、全て事務局に負わせる訳にはございませんけれども、そういったことも踏まえてまいります。

他にはございませんでしょうか。

足立農業委員

難しい問題だと思いますけども、これからだんだん畑も集積、集積という話になってきますから、今みたいな話もどんどんこれから出てくると思います。その段階で変わってきますから、中間管理機構もどうやって借りてあげることができるか、その辺を詰めてもらって、今までみたいに、ああいけんわとか、まあそれくらいでしたら、まあいいわとか、そういうあれじゃなくして、もう少し報告があるぐらいに詰めて。

議長（中本職務代理）

ですから先ほど言われましたように、多分おそらく2月の後半で、そこはきっちりと農業委員会も全部把握する、農協もその受け手、貸し手を分かるような格好で外さない、農林課だけが軸になってではないというやな格好が出ておりますので、そういった格好で進んで行ったら、全ての情報が共有できるやな格好の取扱いができると思いますので、まあ、もう少し待っていただいて、その後に様子を見ながら皆さんと相談していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そうしますと、他にありませんでしょうか。

無いようですと、本日予定しておりました審議は以上のとおりで、議題の追加はありませんでした。

（鳥取県農業会議会議員の代理報告）

事務局（日浦係長）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（中本職務代理）

他に何かありませんか。

これを持ちまして、第9回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時15分